

出展規定

1. 出展物の条件

- 1.1. 出展物は、本事業の開催趣旨、目的にそったもののみ展示できるものとします。内閣府は、出展物が本事業の趣旨に合致するか否かを判断する権利を有します。
- 1.2. 本事業の趣旨に該当しない品目が出展された場合は、内閣府又は本事業に係る運営事務局（以下「運営事務局等」という。）の判断にて即時撤去を要請します。出展者が撤去しない場合は、運営事務局等が撤去し、出展者はこれに対し一切の異議、請求等はないこととし、これに伴う費用が発生した場合は出展者へ請求します。
- 1.3. 外国貨物を出展する場合は、必ず通関手続きをとり国内貨物にして出展するようにして下さい。
- 1.4. 展示期間は、令和 2 年 7 月 15 日（水）～7 月 29 日（水）を予定しています。
- 1.5. 出展場所は、ソラマチタウン 5 階にあるスペース 634（ブースの配置イメージは別図 1 参照）を予定しています。また、応募状況に応じて、駐車場（ブースの配置イメージは別図 2 参照）を使用する場合があります。

2. 出展者の費用負担

- 2.1. 出展者の行為に属する費用(出展物の搬入、搬出、展示、実演等)は、全て出展者の負担とします。

(出展者の費用負担となる事項の例)

- ┆ 展示物の搬入・搬出運搬費、展示者に割当てられたスペース（以下「展示空間」という。）の装飾費
- ┆ 展示物の搬入・施工・搬出に係る東武タウンソラマチが定める立会管理人員費
- ┆ 展示空間内電気工事費等の設備工事費
- ┆ 通信回線の架設費用
- ┆ 展示物及び対人障害などの保険料
- ┆ 出展者個々の運営にかかる経費
- ┆ 会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費など

- 2.2. 出展者は、展示空間の構築・運営に必要な実費相当額を負担するものとします。

(実費相当額として出展者の負担が必要な事項の例)

- Ⅰ 展示空間を構築するために運営事務局等において施工したもの
- Ⅰ 開催期間中(会場設営・撤去に要する期間を含む。)において展示会場を維持・運営するために発生する共通経費(空調・電灯等に要する電気料金、警備に関する経費、広報に関する分担費等)

実費相当額として、スペース 634 の場合は 1 平方メートル当たり約 5 万円、駐車場を使用する場合は約 7 万円となるものとそれぞれ概算しておりますが、正式な金額については、正確な費用が判明した後にお示しします。なお、屋外展示の場合の費用については、提案内容に応じて個別にご相談させていただきます。

3. 禁止行為

3.1. 展示空間の転貸、売買、譲渡、交換

出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であることを問わず、展示空間の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換することはできません。

3.2. 出展物の即売等

本事業の趣旨に鑑み、出展物の即売等の直接的な営利活動を禁止します。

3.3. 迷惑行為

展示空間の外側の空間および通路における来場者に対する強引なブースへの誘導やデモンストラーションは禁止します。また、極端に執拗な製品説明なども迷惑行為と見なし、禁止する場合があります。

3.4. 個人情報収集を主目的とした出展の禁止

ブース内において、自社が取り扱う製品の展示や商品・サービスの PR をすることなく、来場者の個人情報の収集を主目的として行う出展は禁止します。また、すべての出展者にも個人情報保護法の要件を満たした行為や対応をお願いします。

4. 出展者の責任

4.1. 支払いの責務

出展者は運営事務局等が請求する諸経費の支払いにつき、その支払いが完了するまでその責を負うものとします。

4.2. 法令の遵守

出展者は各自日本国の法令を遵守するものとします。

4.3. 損害責任・管理責任・保険

- 4.3.1. 運営事務局等は、期間中における会場の管理・保全については、警備員を配置する等、事故防止に最善の注意を払いますが、天災、火災、盗難、紛失、その他不可抗力により、人身および物品に対する傷害・損害が生じた場合、その責任を負いません。したがって、盗難防止等の措置を独自で施すことをお勧めします。
- 4.3.2. 出展者が会場において、来場者、他の出展者およびその他第三者に対し人身または物的損害を生じさせた場合には、当該出展者の責任とし、運営事務局等は何ら責任を負わないものとします。
- 4.3.3. 出展者はブースの管理責任者を運営事務局等に事前申請することとし、管理責任者の監督のもとでブースの設営を行って下さい。
- 4.3.4. 出展者は出展物等に保険を付すなどの措置をとるようにし、独自の管理を行って下さい。
- 4.3.5. 運営事務局等は会場の管理、保全、秩序の維持、並びに来場者の安全に万全を期しますが、これらに支障をきたすと判断した実演については、出展者に対して必要な対策を依頼し、実演の制限、または中止を求めることがあります。出展者の実演により万一事故が生じた場合、運営事務局等は責任を負いません。
- 4.3.6. 出展者は、互いに迷惑とならないように展示物の光量・音量を管理して下さい。開催期間中、運営事務局等から光量・音量を調整するよう指示した場合は、速やかにその指示に従って下さい。
- 4.3.7. 搬出入や施工を含め、会場の利用にあたっては、東武タウンソラマチが定める会場利用規則に従って下さい。

4.4. 原状回復

出展者は事業終了後、定められた搬出期間内に、展示空間内造作物、展示物、その他一切の物件を撤去し、出展空間を原状回復して下さい。出展者が万一これを行わなかった場合、運営事務局等は出展物その他一切の物件の所有権を放棄されたものとみなし、任意に処分することができ、これに対し出展者は一切の異議申立、請求等を行うことはできません。また、運営事務局等はこれに要した費用を出展者へ請求します。

4.5. 開催スケジュールの遵守

出展者は搬入・開催スケジュール・搬出について、運営事務局等の指定する日時を遵守することとし、開場時間帯は一切の搬出作業を行わないものとします。

5. 不可抗力による開催中止・短縮

- 5.1. 地震・台風・火災等の天災、感染症、テロ、第三者からの指示・命令、その他不可抗力により事業開催が著しく困難となった場合、運営事務局等は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことがあります。

その場合、運営事務局等が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知することとします。なお、この決定および実行により被る出展者の損害については、運営事務局等は一切の責任を負わないものとします。

5.2. 不可抗力による開催中止または短縮のため出展者が要した費用等については補償しません。

6. 取材・撮影

運営事務局等が指定したスタッフが会場内の取材・撮影を行います。出展者は、取材、撮影に協力し、かつ、運営事務局等が本事業の広報・宣伝活動のため出展内容および運営・出演スタッフ(協力関係会社スタッフを含む)の映像、画像、記事等を使用することを承諾するものとします。

7. 出展者間の紛争の処理

出展者と他の出展者との間で生じた出展物または出展物に関する広告および知的財産権並びに展示空間の使用に関する紛争、その他すべての紛争は関係する出展者間で解決されるものとし、運営事務局等は何らの責任も負わないものとします。

8. 装飾規定

出展者の展示及びブースの設計に関しては、別途定める装飾規定を遵守して下さい。

9. その他

9.1. 本規定に記載のない事項について疑義が生じた場合には、疑義を申し出た者と内閣府により協議を行い、内閣府が指示することとします。

9.2. やむを得ない事情が発生した場合、本規定の一部を変更することがあります。